

## 一般社団法人日本ロボット学会 研究奨励賞規程

2011年5月18日理事会制定

2011年11月15日理事会改定

2019年4月16日理事会改定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、研究奨励賞の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 研究奨励賞(英文名: Young Investigator Excellence Award)は、研究発表を奨励し、若手研究者を積極的に育成することを目的として、優れた研究発表を行った新進の研究者または技術者に贈呈する。

(受賞者の数)

第3条 受賞者は10名以内とする。ただし、事情によりこれを変更できる。

(選考の対象)

第4条 選考の対象は、表彰を行う前年度において本会の学術講演会(以下、対象講演会と呼ぶ)においてなされた講演発表とする。

(応募者の資格)

第5条 応募の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 表彰を行う当該年度において本会正、学生会員であること。
- (2) 講演の年の1月1日において満35才未満であること。
- (3) 対象講演会講演申し込みの際、研究奨励賞の登録講演者として申し込み、かつ講演を行った者であること。
- (4) 本研究奨励賞を受けたことのない者であること。

(賞の内容)

第6条 研究奨励賞は、賞状、賞牌とし、原則として学術講演会で贈呈を行う。

(贈呈の発表)

第7条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を原則として直後に発行する本会会誌に発表する。

(選考小委員会の設置)

第8条 研究奨励賞の候補者を選考するため選考小委員会を設ける。

- (1) 委員長 副会長
- (2) 幹事 事業担当理事が正・副の幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。
- (3) 委員 委員長の推薦により会長が委嘱する。委員の任期は原則2年とする。

(選考の原則)

第9条 選考は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する選考に関与してはならない。もし、候補者に選考小委員会委員長が含まれている場合には、理事会で他の委員長を選び会長より委嘱する。その他の委員については選考小委員会委員長の判断による。

- 2 選考に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮する。選考の具体的な手続きは各選考小委員会にて定める。

(推薦者の選定)

第10条 会長は、対象講演会のセッションで研究奨励賞の登録講演者のいる全座長に研究奨励賞推薦者(以下推薦者とする)となることを求める。

- 2 会長は、座長が研究奨励賞の登録講演者と共著である場合は、座長に対し当該発表の座長に代わる、講演者と利害関係のない推薦者1名を依頼することを求める。

- 3 選考小委員長は、各登録講演に対し選考小委員会から1名の委員を推薦者に指名する。

(推薦方法)

第11条 会長は、第9条の方法で選定した推薦者に対し、当該セッションの登録講演者の中から研究奨励賞候補者の記名推薦を求める。

(推薦基準)

- 第12条 研究奨励賞への推薦は、研究奨励賞候補推薦用紙に基づき推薦者が行う。評価基準は、学術的論文においては主に研究の独創性、技術的論文においては主に技術の有用性とする。さらに、登録講演者の研究に対する貢献度、発表の態度・工夫、研究者としての将来性を総合的に評価する。
- 2 座長（または座長から依頼された推薦者）は、講演発表・講演論文の内容および提出された研究奨励賞候補者登録票をもとに推薦を行う。
  - 3 選考小委員会からの推薦者は、講演論文の内容および提出された研究奨励賞候補者登録票をもとに推薦を行う。

(審査基準)

第13条 研究奨励賞の審査にあたっては、1次候補者の研究内容の独創性または有用性に着眼して評価する。

(受賞候補者の選定)

- 第14条 選考小委員長は、選考小委員会を開催し、受賞候補者の選考方法について確認する。選考にあたり1次候補者の講演発表論文、研究奨励賞候補者登録票、および推薦者の研究奨励賞候補推薦用紙に基づく評価を用いる。
- 2 選考小委員長は、前項の選考方法に基づき、受賞候補者を選定する。

(結果の報告)

- 第15条 委員長は前条の手続きにより各表彰の候補者の選考を終ったときは、選考要旨その他所要事項を添えて結果を会長に報告する。
- 2 特に事情のある時は選考小委員会の議決を経て前項の手続きの一部を変更して実施できる。ただし委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第16条 本賞の受賞者は、前条の委員長の報告に基づき、理事会の議決により決定する。

(経緯の非公開)

第17条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選考委員その他の関係者は、この趣旨を尊重しなければならない。

(選考小委員会の解散)

第18条 選考小委員会は、各表彰の贈呈が行われた時をもってその年度の任期を満了する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、企画・広報理事、研究奨励賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年5月18日より実施する。
2. 本規程は2011年11月15日より改定実施する。
3. 本規程は2019年xx月xx日より「研究奨励賞規程」と改称の上、改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会研究奨励賞規程」の正文であることを確認する。

2019年4月16日

署名

印